

令和4年度第1回
通算第33回

函館市個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	令和4年（2022年）9月21日（水曜日） 午後1時30分
開催場所	函館市役所8階大会議室
議 題	1 会長および副会長の選出について (公開) 2 個人情報保護法の一部改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて (諮問) (公開) 3 制度の運用状況について (報告) (公開) 4 その他 (公開)
出席委員	繪面 和子 委員, 木村 暢夫 委員, 佐藤 敬一 委員, 堀田 剛史 委員, 三浦 由貴子 委員, 森 真由美 委員
欠席委員	榎本 聡司 委員
事務局の出席者の職氏名	総務部文書法制課長 野呂 健尚 総務部文書法制課主査 寺崎 皇紀 総務部文書法制課主任主事 加藤 大地
傍聴者	なし

野呂課長

(開会午後1時30分)

ただいまから、第33回函館市個人情報保護運営審議会を開会します。
私は会長・副会長が選出されるまでの間、進行役を努めさせていただきます、文書法制課の野呂と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本審議会の委員への御就任に当たり、快く御承諾をいただき、誠にありがとうございました。

本来であれば、総務部長から委員の皆様へ御就任に当たって、御礼を申し上げますところですが、あいにく出席がかなわず、誠に申し訳ございません。

委員の皆様におかれましては、今後とも個人情報保護制度の適切な運用のため、引き続き御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは着席させていただき、会議次第に従いまして進めさせていただきます。

続きまして、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

審議会の委員の任期は2年となり、改めて令和3年3月1日付けで御委嘱申し上げたところでございます。任期の満了に伴い田島委員が退任され、本日、都合により欠席となっておりますが、新たに榎本委員にご就任いただいたところでございます。

それでは、本日出席の委員の皆様を御紹介申し上げます。

繪面委員でございます。

木村委員でございます。

佐藤委員でございます。

堀田委員でございます。

三浦委員でございます。

森委員でございます。

皆様の任期は、令和5年2月末までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、議題の(1)会長および副会長の選出に移らせていただきます。

函館市個人情報保護運営審議会規則第2条第2項に「会長および副会長は、委員の互選により定める」と規定してございます。選出の方法ですが、

<p>佐藤委員 野呂課長</p>	<p>差し支えなければ、委員の皆様方の推薦によりまして、決定したいと存じますが、この方式でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>御異議がないようですので、会長および副会長の御推薦を受けたいと思いますが、御発言はございますでしょうか。</p> <p>会長には堀田委員を、副会長には繪面委員を推薦します。</p> <p>ただいま、佐藤委員から、会長には堀田委員、副会長には繪面委員をとの御発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>御異議がないようですので、会長は堀田委員、副会長には繪面委員に決定させていただきます。それでは、堀田会長、繪面副会長には、恐れ入りますが、会長席、副会長席にお移り願います。</p> <p>(それぞれの席に移動)</p> <p>それでは、これからの議事運営につきましては、審議会規則第3条第2項の規定に基づき、会長が議長となって進めていただくこととなりますので、堀田会長、よろしく願いいたします。</p>
<p>堀田会長</p>	<p>本日はお忙しい中、委員の皆様におかれましては、個人情報保護運営審議会に御出席いただき、ありがとうございます。ただいま、委員の皆様のご推薦を受け、会長を務めることになりました堀田でございます。</p> <p>さて、地方公共団体の個人情報保護制度については、これまで自治体等が個人情報保護条例を制定し、規律を定めていたところでございますが、令和三年の個人情報の保護に関する法律の改正により、法体系の大幅な構造転換が行われ、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」とデータ流通の両立に必要な全国的な共通ルールが法律で規定されたところでございます。本審議会は、個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議する役割を担っておりますので、函館市の個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営のため、委員の皆様のご協力をお願い申し上げます、ごあいさつといたします。</p> <p>それでは、次の議題に入りたいと思います。</p> <p>はじめに、本日の審議会は、審議会規則第3条第3項の規定による定足数、委員の半数以上を満たしており、成立していることをご報告申し上げます。</p>

野呂課長

次に、これからの審議の「公開・非公開」についてお諮りしますが、本日の会議には、特定の個人が識別されるような個人情報が含まれておりませんので、会議は公開で行うということで御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議がございませんので、会議は公開で行います。

それでは、函館市個人情報保護運営審議会への諮問事項である議題(2)の個人情報保護法の一部改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて、審議に入りたいと思います。

配付資料の説明を事務局からしていただきたいと思います。

それでは、はじめに私から、この度の諮問の主旨についてご説明いたします。

一枚ものの「個人情報保護法の一部改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて(諮問)」をお手元にご用意願います。

詳細については、資料に基づき、後ほどご説明させていただきますが、令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、令和5年4月1日から、地方公共団体についても、改正後の個人情報の保護に関する法律が適用されることとなりました。

改正法により、個人情報保護に関する全国共通ルールが地方公共団体に適用されることとなりますが、地方公共団体は法律の範囲内で必要最小限の独自の保護措置について、条例で規定することが許容されております。

このため、改正法の施行に合わせ、現在の函館市個人情報保護条例については廃止し、新しい個人情報保護法を施行するための関係例規の制定など、個人情報保護制度の見直しを行う必要が生じたことから、施行条例に規定する内容の方向性について、函館市個人情報保護運営審議会の意見を求めるため、諮問したものでございます。

御審議についてどうぞよろしくお願ひいたします。

また、関連がありますので、個人情報保護法の改正について、あわせて説明したいと思います。

函館市における個人情報の取扱いは、函館市は定めた個人情報保護条例に基づいて行われておりました。国は、これまで国の行機関、民間事業者、地方公共団体等が別々のルールで個人情報を取り扱っている現状を踏まえ、

ルールを統一することで、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立を図るため、個人情報保護法を改正しました。

資料1をお手元にご用意願います。関係部分のみ説明させていただきます。

「個人情報保護法の改正について」でございますが、2ページをお開き願います。

「個人情報保護制度見直しの全体像」になります。

①から④まで記載されており、①については、これまで、民間事業者は「個人情報保護法」、国の機関は「行政機関個人情報保護法」、独立行政法人等は「独立行政法人等個人情報保護法」と3つの法律に分かれていたものを1つに統合するとともに、地方公共団体についても、自治体毎に別々に定められていた、個人情報保護制度についても個人情報保護法において、全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化するものです。

②医療分野・学術分野についても規制を統一するため、国公立の病院や大学等にも原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用するものです。ですから、市立函館病院についても、新しい法律の適用に伴い、民間の病院と同等の規律が適用となります。

④個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化ですが、行政機関等匿名加工情報（法第2条第6項、第60条第3項）とは、個人情報ファイルの個人情報を置き換えなど加工して、個人を識別できなくしたデータを、希望する民間事業者へ提供する制度が開始されます。これは、データを活用することで、新たな産業の創出や活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現を図ることを目的としています。当面の間は、都道府県と札幌市など政令指定市のみが適用となります。

その下の図の右側が、見直し後のイメージになります。

3ページの「地方公共団体の個人情報制度の在り方（改正の方向性）」をお開き願います。

まず、左上の枠内「地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの」ですが、個人情報保護法の改正に当たっては、1の社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立2の個人情報保護に

関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合が地方公共団体の個人情報保護制度に求められ、右上の枠内「改正の方向性」には、全国的な共通ルールを法律で設定。この法律を的確に運用するためのガイドラインの作成。○の一番下で、その上で法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容という方向性で改正され、条例で必要な規定を定めるものがございます。

下の図がイメージとなっており、基本は共通となります。

4 ページの「地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）」をお開き願います。

概要の①の適用対象ですが、地方公共団体の機関および地方独立行政法人に国と同じ規律が適用されることとなります。

なお、病院、診療所および大学については、④、⑤、⑥を除き、民間部門と同じ規律が適用されます。

②の定義の一元化ですが、個人情報の定義について、国、民間部門と同じ規律が、適用され、③の個人情報の取扱い、④の個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律が地方公共団体等に適用されることとなります。

⑤の自己情報の開示、訂正および利用停止の請求ですが、開示等の請求権や要件、手続など主要な部分については法律で規定されています。

⑥の匿名加工情報の提供制度の導入については、提案募集を行った上で、匿名に加工した個人情報を提供する制度でございますが、経過措置として、当分の間、都道府県および政令市（50万人以上）について適用することとされており、他の地方公共団体については任意となっております。

⑦の個人情報保護委員会と地方公共団体の関係ですが、個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行い、地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供または助言を求めることが可能となっております。

⑧施行期日は、資料では公布から2年以内の政令で定める日となっておりますが、政令で令和5年4月1日と定められております。

米印の地方公共団体が条例で定める独自の保護措置については、特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定できるものとされており

ます。

5 ページをお開き願います。

改正法の施行準備スケジュールでございますが、令和3年5月19日に法律が公布され、国については令和4年4月に施行されております。

地方公共団体等に係る改正規定に関しては、令和5年4月1日に施行されることになっておりますので、それまでに、現行の個人情報保護条例の廃止や新しい法律に対応した規程の整備が必要となります。

資料1については、以上でございます。

続きまして、資料2をご覧ください。

資料2「個人情報保護制度の見直しに伴う主な変更点」についてでございます。

現行の「函館市個人情報保護条例」と「個人情報保護法」が適用された際の主な変更点を記載しております。

①の「根拠法令等」は、現行は函館市個人情報保護条例ですが、見直し後には、個人情報保護法となります。

②の「適用の対象となる機関」については、現在は対象となる機関に議会を含んでおりますが、見直し後は、法律の適用の対象から議会が除かれております。また、資料1でも触れましたが、国公立の病院、大学については、開示請求に係る制度などを除き、民間の病院、大学と同じ規律が適用されます。

③の「個人情報の定義」は、現行条例では、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、または識別され得るもの」でしたが、見直し後の法律では、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」となります。

④の「個人識別符号の定義」は、現行条例には定義がありませんが、法律では文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいうとされております。

⑤の「要配慮個人情報の定義など」については、現行条例にはセンシティブ情報の収集等の制限規定がありますが、要配慮個人情報の定義はございません。法律では、取扱いに特に配慮を要するものとして要配慮個人情報の定義が規定されておりますが、収集等の制限は規定されておられません。なお、要配慮個人情報については、地域の特性等に応じて条例で条例要配

慮個人情報の規定できることとなっております。

⑥の「保有の制限」については、現行条例には、センシティブ情報（要配慮個人情報）の収集等の制限や個人情報の本人からの直接収集に関する規定がありますが、法律には規定がありません。

⑦の「オンライン結合の制限」についても、現行条例には、個人情報を保有するシステム等について市以外のシステム等との通信回線による結合を制限する規定がありましたが、法律には規定がありません。

⑧の「利用および提供の制限」については、現在は、個人情報の目的外利用や外部提供ができる場合を条例に規定し、運用しておりますが、見直し後は、法律の規定および国が定めるガイドラインに基づき、運用を行うこととなります。

⑨の「個人情報ファイル簿の作成・公表」については、現在は、個人情報の収集等を新たに開始しようとするときは、個人情報収集等届出書を作成・提出し、情報公開コーナーで公開しています。見直し後は、1,000人以上の個人情報を取り扱う事務について、個人情報ファイル簿を作成し、公表することが義務づけられます。

⑩の「自己情報の開示、訂正および利用停止の請求」については、現在は条例に規定する要件や手続きに基づいて処理しておりますが、見直し後は法律の規定に基づいて処理することとなります。なお、処理期間を短縮する場合については、条例で規定することができるものとされております。

⑪の「匿名加工情報の提供制度の導入」については、新たに法律に規定が設けられておりますが、当分の間、都道府県、政令指定都市のみに適用されることとなっております。

⑫の「審議会への諮問等を要件とする規定」については、現行条例では、例えば、オンライン結合は原則禁止ですが、審議会の意見を聴いて必要があると認めた場合には、オンライン結合することができるといったような、審議会への諮問を要件とする規定を設けております。見直し後には、個別案件の取扱いについて、典型的に審議会への諮問を要件とすることを条例で定めることは許容されないものとされております。

⑬の「個人情報保護委員会と地方公共団体の関係」については、現在は、国の行政機関である個人情報保護委員会の地方公共団体に対する監督範囲は、マイナンバーのみですが、見直し後は、個人情報全般となります。

寺崎主査

現行の「函館市個人情報保護条例」と「個人情報保護法」が適用された際の主な変更点は以上でございます。

資料3，資料4について，順に説明させていただきます。

資料3「条例で規定する事項等について」をお開き願います。

先ほど，会長からもお話がありましたとおり，これまで地方公共団体の個人情報保護制度は，各自治体が条例を制定し，規律を定めていたところでございますが，個人情報保護法の改正に伴い，令和5年度より，個人情報保護法が地方公共団体に適用されることとなっております。このことにより，現在の個人情報保護条例の規定の大部分を廃止または改正する必要が生じたため，現在の函館市個人情報保護条例を廃止した上で，個人情報保護法を施行するための条例，函館市個人情報保護法施行条例の制定を検討しているところでございます。

施行条例の制定につきましては，改正個人情報保護法において，条例で定める必要がある事項，定めることができる事項が示されておりますので，これらの事項について，施行条例で定めるかどうか，また，施行条例で定める場合の内容について方向性を決定し，その方向性に基づいて，施行条例案を作成し，12月議会に提案したいと考えております。

条例で定める必要がある事項といたしましては，①の開示請求に係る手数料のみでございます。開示請求に係る手数料については，条例で定めることが必須となっております。

条例で定めることができる事項といたしましては，②の条例要配慮個人情報から⑧の審議会へ諮問することができる旨の規定までの7項目でございます。

これらの①から⑧までの8項目に，現行条例に規定している「個人情報保護審査会の設置規定」を加えた9項目の方向性の案を資料4に記載してございます。

資料4をお開き願います。資料4の「条例に規定する内容の方向性案」の9項目の方向性の案について順にご説明いたします。

まず，1ページをご覧ください。

①の開示請求に係る手数料についてでございますが，個人情報保護法では，自分の個人情報を開示請求する者は，条例で定める額の手数料を納めなければならない旨が規定されています。

国の行政機関においては、行政文書1件につき手数料は300円となっております。函館市の現在の取扱いは、手数料は無料とし、写しの作成および送付に要する費用を、請求者の負担としております。写しの作成に係る費用の負担額は、下の表のとおりです。

方向性の案といたしましては、函館市個人情報保護法施行条例に現行条例と同等の内容を定める。

定める内容の要旨といたしましては、「個人情報の開示請求の手数料は、無料とする。ただし、保有個人情報の写しを交付する場合における当該写しの作成および送付に要する費用は、請求者の負担とする。」という内容でございます。

2ページをお開き願います。

②の条例要配慮個人情報についてです。

法では、法に規定する要配慮個人情報のほかに地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものを条例で要配慮個人情報として定めることができる旨が規定されております。

法では、要配慮個人情報の定義について、人種、信条（思想・信仰含）、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等①から⑤が含まれる個人情報と規定されております。

現行条例では、要配慮個人情報は規定しておりませんが、第5条において、法令または条例に特別の定めがあるとき、および、実施機関が函館市個人情報保護運営審議会の意見を聴いて正当な行政執行を行うため必要と認めたとときを除き、思想、信条、宗教、その他社会的差別の原因となる諸事実に関する個人情報の収集等をしてはならないと定めております。

方向性の案といたしましては、現行条例において収集等を制限している個人情報は、法において要配慮個人情報として規定されていること、法では、要配慮個人情報に限らず個人情報全般の保有について法令等に定める所掌事務または業務の遂行に必要な場合に限定され、不正な手段による取得も禁止されていること、条例要配慮個人情報を定めたとしても、法に条例要配慮個人情報に特化した制限規定は設けられておらず、保有や提供な

どの取扱いが変わることはないことから、現時点において、施行条例に条例要配慮個人情報とは定めずとしております。

3 ページをお開き願います。

③の情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものについてです。

法の規定の説明が少し解りづらいのですが、主旨といたしましては、個人情報保護法に規定する不開示情報と、地方公共団体の情報公開条例に規定する非公開情報の規定が異なる場合に、情報公開請求では非公開となる情報が、個人情報の開示請求をした場合に開示されるといったような不整合が生じることが起こりえるため、法では、情報公開条例との整合性を確保するために必要があるものを条例で定めることができるとされております。

法に規定する不開示情報と情報公開条例に規定する非公開情報を比較しますと、法令秘情報の規定の有無、と公務員等の氏名の規定の有無が異なります。

方向性（案）の一段落目ですが、情報公開条例第7条第1号の「法令または他の条例の規定により、明らかに公開することができないとされている情報」（法令秘情報）については、これに相当する規定は法には規定されていません。しかし、実際の開示非開示を決定する際には、法令等の規定により、公開することができない情報については、不開示情報の類型を定める法第78条第1項各号のいずれかに該当し、不開示になると考えられるので、実質的には不整合は生じません。

2段落目の、情報公開条例第7条第2号ウにおいて公開する旨が規定されている「公務員等の氏名」についても、法には規定されていないのですが、「公務員等の氏名」については、法第78条第1項第2号ただし書きの「他の法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」として開示されることとなることから、こちらも実質的には不整合は生じません。

その他については、同様の主旨の規定であり、法に規定する不開示情報と情報公開条例に規定する非公開情報について、実質的には整合性が確保されていることから、方向性の案といたしましては、施行条例に情報公開条例の規定との整合を図る規定は定めずとしております。

4 ページをお開き願います。

④罰則に係る経過措置についてです。

法では、現行条例の違反行為の処罰についての経過措置を条例で定めることができる旨が規定されております。現行条例の罰則の規定は、条例第26条において、職員等が正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときの罰則、第27条において、業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときの罰則、第28条において、実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画または電磁的記録を収集したときの罰則が規定されております。

方向性の案といたしましては、現行条例の廃止前に保有していた現行条例に規定する個人情報について、罰則の対象となる行為を行った場合の罰則に係る経過措置を施行条例に定めるとしております。

5 ページをお開き願います。

⑤個人情報ファイル簿とは別の帳簿を作成し、公表する規定についてです。

法では、1,000人以上の個人情報ファイルを保有しようとするときは、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないとされております。また、その他に条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することができるかとされております。

現行条例では、継続かつ定型化して行う個人情報の収集等を新たに開始しようとするときは、個人情報収集等届出書により、市長に届け出なければならないこと、同届出書は一般の閲覧に供すること等を定めており、現在、情報公開コーナーにおいて同届出書を一般の閲覧に供しています。

方向性の案でございますが、1,000人以上の個人情報ファイルを保有しようとするときには、個人情報ファイル簿の作成、公表が義務づけられます。1,000人未満の個人情報の収集については、法の作成、公表義務の対象外となっておりますが、1,000人未満の保有個人情報についても、従前と同様に個人情報収集等届出書を一般の閲覧に供することとし、規程等に定めることで対応したいと考えております。なお、個人情報

収集等届出書は、保有件数にかかわらず、作成しておりますので、1,000人以上の保有個人情報についても一般の閲覧に供することを予定しております。

個人情報ファイル簿とは別の新たな帳簿については作成しないこととし、施行条例に帳簿の作成・公表の規定は定めないとしております。

6ページをお開き願います。

⑥行政不服審査法に規定する審査請求先の規定の特例についてです。

法では、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等または開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、条例で定めるところにより、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができることとされています。この行政不服審査法第4条の規定の特例というのは、行政の処分を不服として、審査請求する場合の審査請求先についての特例でございます。例えば、市長が行った処分を不服として審査請求する場合は、市長に対して審査請求することとなるのですが、条例に審査請求先について特別な定めがある場合は、条例の定めが優先される旨の特例でございます。

現行条例において特別の定めは設けておりませんので、方向性の案といたしましては、審査請求先については、これまでどおり、行政不服審査法の規定どおりとし、施行条例に特例は定めないとしております。

7ページをお開き願います。

⑦個人情報の開示等の手続きに関する事項（期限の短縮等）についてです。

法では、法の規定による開示等の請求の期限について、法の規定より短い期間とする場合に限り、条例に定めることができることとされております。

方向性の案といたしまして、まず、開示請求の決定の期限については、法の期限は開示請求があった日から30日となっております。現行条例および情報公開条例の期限が14日でございますので、法の期限で運用すると現在の期限よりも長くなってしまいます。現在の期限で支障は生じておりませんので、現行条例および情報公開条例と同じ期限である14日に短縮することとし、施行条例に開示決定の期限を定めるとしております。

開示請求についての延長できる期間については、法の期間は30日とな

っております。現行条例には規定がありませんが、情報公開条例においては、14日であることから、情報公開条例と同じ期間「14日」に短縮することとし、施行条例に延長できる期間を定めるとしております。

訂正，利用停止の期限については，現行条例の期限と法の期限が30日で同じであることから，法の規定どおりとし，条例には定めないとしております。

開示，訂正，利用停止に係る延長できる期間については，法の制度に合わせ，新たに設定されることとなりますが，昨年度，今年度の請求は全て14日以内に処理されており，延長する必要がなかったことから，影響はほぼないものと考えております。

8ページをお開き願います。

⑧審議会へ諮問することができる旨の規定についてです。

法では，地方公共団体の機関は，条例で定めるところにより，第三章第三節の施策（個人情報の適正な取扱いを確保するための必要な措置等）を講ずる場合その他の場合において，個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは，審議会その他の合議制の機関に諮問することができることとされております。

また，国が公表しているガイドラインにおいて，法の規律と解釈が一元化されたため，個別案件の取扱いについて，典型的に審議会への諮問等を要件とすることを条例で定めてはならないとされております。

現行条例では，函館市個人情報保護運営審議会は，個人情報保護制度に関する重要事項についての実施機関の諮問に応じて調査審議を行うことが規定されており，条例改正等についての諮問のほか，審議会へ意見を聴くことを要件とする規定により，要配慮個人情報収集，本人以外からの個人情報収集，目的外利用または外部提供の必要性，個人情報を取扱う機器の外部機器との結合について，諮問に応じ調査審議していただいているところでございます。

方向性の案といたしまして，施行条例に，函館市個人情報保護運営審議会へ諮問することができる旨を定めるとともに，現行条例の函館市個人情報保護運営審議会の規定と同等の設置および組織等に係る規定を定めるとしております。

見直し後には，これまでに数件諮問してございました個人情報を取扱う機

器の外部機器との結合（オンライン結合）等について、諮問をすることはできなくなりますが、条例改正等については、今後も本審議会に諮問させていただきたいと考えております。

9 ページをお開き願います。

⑨個人情報保護審査会の設置規定についてです。

法では、開示決定等について審査請求があったときは、行政機関の長等は、行政不服審査法第81条第1項または第2項の機関に諮問しなければならない旨が規定されており、国の機関では、情報公開・個人情報保護審査会を設置しています。

函館市では、現在、個人情報の開示決定等に係る審査請求の諮問について、調査審議するために、条例に函館市個人情報保護審査会を置く規定を定めております。また、情報公開に係る審査請求の諮問については、函館市情報公開条例に函館市公文書公開審査会を置く規定を定めており、函館市公文書公開審査会と函館市個人情報保護審査会は、同一の者を委員委嘱しております。

方向性の案といたしまして、この2つの審査会は、これまで同じ委員を委嘱しており、また、国の機関のほか、多くの自治体では公文書公開と個人情報保護の審査を1つの審査会としていることから、函館市公文書公開審査会と函館市個人情報保護審査会を統合し、現在の両審査会の役割を担う函館市公文書公開・個人情報保護審査会を置くこととし、施行条例とは別に、函館市公文書公開・個人情報保護審査会条例を設け、現在の審査会の規定と同等の設置、組織および調査審議の手続き等に係る規定を定めるとしております。

資料4の9項目の方向性の案については以上でございます。

資料5につきましては、令和5年4月1日に地方公共団体に係る改正規定が施行された後の個人情報の保護に関する法律の全文を配付させていただいたものでございます。

資料の説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。まずは、今の御説明に対しての御質問はございますでしょうか。今回の市からの諮問については、特に資料4に関して函館市個人情報保護法施行条例の方向性がどうなるかを皆様にお諮りしてい

堀田会長

<p>佐藤委員</p>	<p>るということで、事務局の方はよろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>何かありますでしょうか。</p> <p>何点か不明な点があります。</p> <p>1点目は、個人情報保護制度の見直しに伴う変更点についてですが、見直し後は、議会が実施機関から除かれる理由は何でしょうか。</p> <p>2点目は、国公立の病院と大学が民間と同じ規律が適用されるということですが、行政と民間の部分が統一されるということで、この場合、民間の規律というのは、どのような位置づけになるのか。民間と行政の情報が統一されるというようなことでしょうか。</p> <p>3点目は、個人情報ファイル簿のことで、1,000人以上のファイル簿を情報公開コーナーで閲覧でき、一般市民が個人の情報を探せるというふうに見えてしまったものですが、そういったことになりますでしょうか。</p>
<p>堀田会長 寺崎主査</p>	<p>3点ほど御質問がありました。事務局から御回答ください。</p> <p>まず、1点目の議会が実施機関から除かれることについてですが、国が制定したものですので、詳細な経緯まではわからないのですが、国の色々な資料によりますと、国会と地方の議会については、法律の対象から除いて、国会、議会については、国会、議会が自律的に判断して対象とすべきということなので、法律で強制するという事はしないとされているところでございます。なお、函館の市議会は現在、議会の個人情報保護条例を自律的に制定することを検討しているという話を聞いているところでございます。議会に関しては以上でございます。</p>
<p>堀田会長 寺崎主査</p>	<p>2点目が国公立の病院、大学が民間と同等の規律を適用することについての趣旨についての質問でしょうか。</p> <p>勉強不足で民間のルールを十分に把握していませんが、民間に適用される規定の部分と地方公共団体だけに適用されるものと法律の中に両方の規定があるものですから、法律としては1つの法律に統一されているのですが、取り扱いの内容ですとか、例えば、先ほどの個人情報の開示請求、訂正請求ですとか、手続きですとか、地方公共団体のみに適用される部分というのも法律の中でたくさんあるものですが、大学と病院については、色々な取扱関係についても、地方公共団体のルールではなくて、例えば大学ですと、色々な研究の際にお互いのルールが違っていると研究に</p>

	<p>支障があるですとか、そういうようなことがこれまで課題となっていたということでございまして、そのために国立も公立も私立も大学研究機関についても同じルールでやりましょうということで、自治体は自治体独自のルールがあるのですが、大学については、法律についても適用しないで、民間と同じルールで個人情報を取り扱おうということになっているものでございます。</p> <p>3点目についてですが、個人情報ファイル簿で公表するというものですので、個人情報自体ではなくて、どういう項目の個人情報をどういう目的で収集しているかというような内容をファイル簿として作成して公表するものでございますので、どういうものを行政で収集していますということをお知らせするものですので、個人情報を誰もが閲覧できるというものではありません。</p>
繪面副会長	<p>ささいなことかもしれませんが、資料4の2ページ目の2行目に地域の特性その他の事情と記載されていますが、函館においての地域の特性というのは、何か押さえているものはありますか。</p>
寺崎主査	<p>要配慮個人情報に係る部分で、地域の特性でこういう差別ですとか、不利益に該当するというのは、現在のところ、函館市としては、あると考えていないので、今回も定めないということを考えているところでございます。</p>
繪面副会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>もう1点ございます。資料1のマイナンバーカードの利便性に関してですが、②に公的個人認証サービスにおいて本人同意に基づき、基本4情報の提供を可能とするとありますが、性別については、今、色々な問題があるかと思いますが、本人が同意せずに提供しないということでも良いということでしょうか。</p>
寺崎主査	<p>申し訳ございません。法律の中ではあるのですが、私どもの課で所管しているものではなかったため、詳細を把握しておらず、お答えできないものであります。</p>
繪面副会長	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
堀田会長	<p>その他、御質問ございませんでしょうか。ないようであれば、御意見の有無を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。今回、先ほども申し上げましたが、市の条例の制定の方向性について特に御異議ございませんで</p>

しょうか。皆様の御異議がございませんので、議題（２）の「個人情報保護法の一部改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて」につきまして、審議の結果、資料で示された方向性の案に異議がないため、異議がない旨の結論としたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

ありがとうございます。皆様の御異議がございませんので、議題（２）の「個人情報保護法の一部改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて」審議会としては方向性の案に異議がない旨市長に答申することといたします。

答申文につきましては、会長にご一任いただきたいと思います。いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

ありがとうございます。それでは、そのようにしたいと思います。

それでは、報告事項である議題の（３）制度の運用状況について、事務局から説明願います。

寺崎主査

制度の運用状況につきましては、令和３年度の「情報公開制度・個人情報保護制度の利用状況」についての資料を、ご覧いただきますようお願いいたします。

１ページは、情報公開コーナーの利用状況および情報公開制度の実施状況についてでございます。

情報公開コーナーを利用した人は、８３５人でございまして、その内訳としては、公文書の公開請求に係る利用が、１５４人、４、５０５件、自己情報(自分の個人情報)の開示等請求に係る利用が、２６人、５２件、行政資料の閲覧および相談・案内に係る利用が、４３３人、４５９件、行政資料等の写しの交付に係る利用が２２２人となっております。

公文書の公開請求に係る利用、自己情報の開示等請求に係る利用のいずれも令和２年度よりも増加しており、このうち自己情報の開示等請求については、令和２年度が１６人、２７件でございましたので、令和３年度は前年度と比べ、１０人、２５件増加しております。

２ 情報公開制度の実施状況につきましては、表２のとおり、対象公文書４、５０５件のうち、公開（全部を公開したもの）３、８０３件、一部公開６２３件、非公開７８件、取下げが１件となっております。

2 ページをお開き願います。

3 個人情報保護制度の運用状況についてでございます。

市が個人情報の収集等を開始する場合に必要な手続きである届出は、令和4年3月31日現在、3,305件で、実施機関ごとの内訳は表5の「個人情報の収集等届出状況」とおりでございます。前年度と比べて10件増加しております。

また、制度に基づき、例外的に個人情報の収集の目的の範囲を超えて、保有個人情報を市の内部で利用した目的外利用は、表6のとおり、20の課において152件となっており、前年度と比べて12件増加しております。

目的外利用の主なものとしましては、財務部税務室が保有する市・道民税の課税状況等に関する情報を、福祉事務所の生活保護支給事務や、市民部国保年金課の国民年金保険料の免除に利用するなどしております。

市以外のものに提供した外部提供については、表7のとおり、24の課において、332,625件となっており、前年度と比べて5,729件減少しております。

外部提供の主なものとしましては、保健福祉部地域福祉課では、函館市民生委員連合会に対し、民生委員の担当地区内の世帯の状況を把握し、生活に関する助言その他援助を行うための基礎資料として住民基本台帳中の住所、氏名等を提供しております。

保健福祉部介護保険課では、本人同意の下、居宅介護支援事業所等に対し、利用者の介護サービス計画を作成するためなどで、介護保険認定調査票を提供しております。

なお、保有特定個人情報（個人番号、マイナンバーを含んだ個人情報）の目的外利用はありませんでした。

自己情報の開示等の請求に関しては、表8のとおり、自己、自分の情報を見たいという開示請求が50件、自己情報の削除を求める削除請求が2件ございました。開示請求の決定内容につきましては、全部開示が30件、一部開示が16件、文書を保有していないこと等による非開示が4件ございました。削除請求の決定内容につきましては、拒否が1件、取下げが1件でございます。削除請求の拒否1件につきましては、審査請求があり、個人情報保護審査会に諮問がなされ、令和4年3月2日付けの答申を

	<p>受けて、棄却の裁決がなされたところでございます。</p> <p>請求と決定の具体的な内容につきましては、別添資料の21ページから23ページのとおりでございます。</p> <p>簡単でございますが、制度の運用状況については、以上でございます。</p>
堀田会長	<p>ありがとうございます。ただいまの、個人情報保護制度の利用等の状況の説明に対しまして、御質問等ございませんか。</p>
木村委員	<p>非常に情報が活用されているということは理解したのですが、その中で懲罰に関係するものはありますか。何か違反ですとか、そういったような事例は、これまでにありましたでしょうか。</p>
寺崎主査	<p>職員の不正な利用ですとかで適用されたことは今までに本市での事例はありません。</p>
堀田会長	<p>その他、御質問等はございますでしょうか。なければ、次の議題に入りたいと思います。</p> <p>次に議題の（４）その他として委員の皆様から何かありませんか。</p>
佐藤委員	<p>個人情報の漏えいや流出について市内の情報は把握されていますか。前年に比べて増加しているですとか。</p>
堀田会長	<p>今の御質問は市の行政等の機関からの流出という意味なのか、個人の事業所ですとか企業のお話になりますか。</p>
佐藤委員	<p>企業とか行政も含めてになります。</p>
堀田会長	<p>おそらく、企業の方はわからないかと思しますので、行政側で何か情報漏えいですとか、事件ですとかはありましたでしょうか。</p>
寺崎主査	<p>民間については、会長からお話があったとおり、函館市に対して報告義務がないので、把握できていないところでございます。函館市の個人情報の漏えいですとか、流出については、大きなケースはないのですが、例えば、郵便を送付する際に誤送付してしまったケースであったりというのが若干、生じているところでございます。こういったケースでは、2人の人が入れ違って逆の人に送付してしまったために2件、漏えいというような類似のケースがいくつかありますが、大量の流出というようなケースは生じていないところです。後は、市立の学校で試験の成績、結果について情報が漏えいしたケースがございます。先日、報道機関にも発表していたところですが、生徒が本来アクセスできないところにアクセスしてしまって、アクセスした生徒がSNSか何かで掲載してしまい、数人分の試験結果の</p>

繪面副会長	成績が生徒間で流出してしまったケースでございます。 その件については、すごく気になっておりました。ただ、今日、御説明 いただいて、把握されているのだなと安心しました。ありがとうございました。
堀田会長	その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。特になければ、本 日の議題は以上でございます。これを持ちまして、本日の会議を終了させ ていただきたいと思います。 皆様、ありがとうございました。 (閉会午後2時40分)

